

豊能町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（仮称）案の概要について

条例制定の経緯

平成 26 年 2 月 25 日に発生した土砂の崩落事故を受け、土砂等による土地の埋立て等に関して、土壌の汚染や土砂の飛散、流出及び崩落などの災害を未然に防止するため必要な規制を設け、砂防法や森林法、農地法等が適用されない土地の埋立て等においても町長の許可を必要とすることにより、災害の再発を防止できるようにします。

条例（案）の概要

1. 目的

- ・土砂埋立て等に対する必要な規制を設けることにより、良好な自然環境と生活環境を保全するとともに、土壌の汚染、土砂等の崩落、飛散等による災害発生を防止し、町民生活の安全を確保することを目的とします。

2. 町の責務

- ・町は、埋立て等による土壌汚染及び災害の発生の防止のため、必要な施策を総合的に推進するものとします。

3. 埋立て等を行う者の責務

- ・埋立て等を行う者は、土壌汚染と災害の発生を未然に防止する責務を有するものとします。
- ・埋立て等を行う者は、良好な環境の保全に配慮し、周辺地域住民の理解を得るよう努めるとともに、苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たらなければならないものとします。

4. 土地所有者等の責務

- ・土地所有者等は、廃棄物の不適正な処理並びに土壌の汚染及び災害の発生するおそれのある埋立て等を行う者に土地を使用させないように努めるとともに、そのような埋立て等が行われていることを知ったときは、埋立て等の中止など必要な措置をとることとします。

5. 土砂等による埋立て等の規制

- ・埋立て等を行う者は土砂等が崩落し、飛散し又は流出しないよう必要な措置をとらなければならないこととし、土地所有者等は、埋立て等を行う者が、当該措置を

とらないおそれがあるときは、所有地等を使用させてはならないものとします。

6. 埋立て等の許可

- ・500 平方メートル（埋立て等が一団の区域において行われる場合は、当該一団の区域）以上 3,000 平方メートル未満の区域の埋立て等についてはあらかじめ町長の許可が必要です。（国、地方公共団体が実施する場合など適用除外の規定を設けます。なお、3,000 平方メートル以上の区域の埋立て等は大阪府の許可が必要になります）

- ・許可を受ける場合は、町長と事前協議を行い、地域住民に対し埋立て等の計画の内容の周知に関し必要な措置を講じ、その結果を町長に報告しなければならないものとします。

- ・許可を受ける場合は、あらかじめ埋立て等をする土地の土地所有者等の同意を得なければならないこととします。

7. 申請手続き

- ・許可の申請は、町長との事前協議後 1 年以内に行わなければならないこととします。

- ・許可を受ける場合は、埋立て等の目的や内容、特定事業の区域の位置、面積及びたい積の構造、搬入する土砂の量、発生場所、搬入計画、災害を防止するための措置内容などを記載した申請書を町長に提出することとします。

8. 許可の基準

- ・町長は許可をする際には、災害の防止及び良好な環境を保全するため、必要な条件を付することができるものとします。

- ・申請者がこの条例に違反し懲役又は罰金を科せられ一定期間が経過していない者、許可を取り消され一定期間が経過していない者に対しては許可をしないこととします。

- ・暴力団員又は暴力団密接関係者には許可をしないこととします。

- ・埋立て等区域からの排水について、水質検査を行うために必要な措置が取られていることとします。

- ・埋立て等は 3 年以内に完了するものとし、その埋立て等を行う間、災害の発生を防止するための措置がなされており、完了後には定める構造上の基準に適合していることとします。

9. 変更の許可等

- ・許可の申請の際に申請書に記載した事項について変更しようとするときは、軽微な変更を除き、事前に変更の許可を受けなければならないこととします。

10. 許可を受けた者の義務

- ・埋立て等に着手しようとするときは、その旨町長に届け出なければならないこととします。
- ・埋立て等区域に土砂等を搬入する前に、当該土砂の発生場所及び土砂の汚染のおそれのないことを確認し、その結果を町長に届け出なければならないこととします。
- ・土砂等の発生場所ごとに管理簿を作成し、当該土砂等の搬入に関する状況を記録しなければならないこととします。
- ・埋立て等の区域からの排水の水質検査を行い町長に報告することとします。
- ・埋立て等の区域である事を示す標識を掲示することとします。
- ・埋立て等に使用した土砂等の量を定期的に町長に報告しなければならないものとします。

11. 完了、廃止、休止及び終了の届出等

- ・埋立て等の完了、廃止、休止又は終了時にはその旨町長に届け出なければならないこととします。また、完了し、廃止し、休止し、又は終了しようとする前に、当該埋立て等による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならないこととします。
- ・埋立て等が許可を受けた日までに完了する見込みがない場合には、当該事業による災害の発生を防止するために必要な措置をしたうえで終了しなければならないこととします。

12. 名義貸し等の禁止

- ・埋立て等の許可を受けた者は、自己の名義をもって第三者に埋立て等を行わせてはならないこととします。
- ・埋立て等の許可の権利を第三者に譲渡してはならないこととします。

13. 地位の承継

- ・許可を受けた者の相続人又は埋立て等を行う権原を承継した者は、許可を受けた者の地位を承継することとします。
- ・許可を受けた者の地位を承継した者は、その旨を町長に届け出なければならないこととします。

14. 勧告・命令

- ・埋立て等により土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害により、人の生命、身体若しくは財産を著しく害する事態が生じるおそれがあると認めるときは、災害の発生を防止するため必要な措置をとるべきことを勧告することができることとします。

- ・勧告に従わないとき、又は埋立て等により土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害発生を防止するため緊急の必要があるときは、埋立て等の中止等を命令することができることとします。

- ・町長は、必要があるときは埋立て等区域内の土砂等の検査を行うことができることとし、検査により汚染された土砂が使用されていることを確認したときは、埋立て等の中止をさせることができることとします。また、土壌汚染、水質の汚濁の防止のための必要な措置を講ずることを命ずることができることとします。

15. 許可の取り消し等

- ・偽りその他不正な手段により許可を受けた者、条例に基づく命令に違反した者、許可を受けてから3年間埋立て等の工事に着手しない者、工事着手後1年以上当該工事を行っていない者、この条例に基づく届出、報告をしない者に対しては、許可を取り消すことができることとし、許可の不適合条件に該当することとなった者に対しては、許可を取り消すこととします。

16. 関係書類等の保存

- ・許可を受けた者は、3年間、当該埋立て等に関し町長に提出し、又は作成した書類及び図面の写しを保存しなければならないこととします。

17. 土地所有者等の義務

- ・土地所有者等は、埋立て等が実施されている間、土砂等による土壌汚染、崩落、飛散及び流出による災害の発生を防止するため、施工状況を把握しなければならないこととします。

- ・町長は、土地所有者等に対し、土砂等の崩落、飛散及び流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、それらの災害の発生を防止するために必要な措置を講じることを命じることができることとします。

18. 立入検査

- ・町長は、埋立て等を行う者の事務所、事業場などその埋立て等を行う場所に、立ち入り、帳簿、書類、その他の物件を検査させ、又は質問させることができることとします。

19. 公表

- ・町長は、条例に違反した者の氏名、名称、違反等の事実などを公表することができることとします。

20. 罰則

- ・罰則を科すこととします、罰則は埋立て等を行う者のほか法人にも罰金刑を科す

こととします。

(1) 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

- ・必要な許可を受けずに埋立て等を行った者
- ・土壌汚染及び水質の汚濁の防止のための措置命令に違反した者

(2) 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

- ・災害を防止するための構造上の基準及び条件に適合するための措置命令に違反した者
- ・災害の発生を防止するための措置命令に違反した者
- ・土壌汚染及び水質の汚濁の防止のための措置命令に違反した土地所有者

(3) 50万円以下の罰金

- ・水質検査の結果の報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- ・埋立て等に使用した土砂の量の報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- ・町長が求めた事項の報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- ・立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(4) 30万円以下の罰金

- ・軽微な変更、着手、完了、廃止の届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- ・土砂の搬入届出をせず、又は虚偽の届出をし、若しくは虚偽の添付書面を提出して土砂等の搬入を行った者
- ・土砂等の管理簿を作成せず、土砂の搬入に関する状況を記録せず、又はこれを保存しなかった者
- ・許可に係る標識を掲げなかった者
- ・地位を承継した事実を届け出なかった者

21. 経過措置

- ・条例施行の際、現に許可が必要な埋立て等が行われている場合は、条例の施行後に許可申請を行うための経過措置期間設けることとします。

22. 条例施行予定日 平成27年7月